

平成29年 3月23日
関東森林管理局

「北茨城市上小津田地区公益的機能維持増進協定」の締結について

関東森林管理局では、国有林に囲まれた民有林と周辺の国有林とを一体的に間伐等の必要な森林施業を行うことにより、山地災害の防止や水源のかん養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、民有林所有者1名と公益的機能維持増進協定を締結しました。

記

- 1 協定締結日 平成29年 3月22日
- 2 協定区域の場所 茨城県北茨城市民有林及び高帽外1国有林
- 3 協定締結者
 - (1) 民有林 茨城県北茨城市在住の森林所有者
 - (2) 国有林 関東森林管理局長
- 4 面積
 - (1) 民有林 3.59 ha
 - (2) 国有林 36.77 ha
- 5 協定の有効期間
自：平成29年 4月 1日
至：平成36年 3月 31日
- 6 協定概要 別紙のとおり
- 7 公益的機能維持増進協定
森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林所有者と森林管理局長が協定を締結し、民有林と国有林とを国が一体的に森林整備等を行う制度で、平成25年度に創設されたものです。
- 8 問合せ先
関東森林管理局
担 当 流域管理指導官 坪木
連絡先 群馬県前橋市岩神町4-16-25
電 話 027-210-1175

茨城森林管理署
担 当 地域林政調整官 大堤
連絡先 茨城県水戸市笠原町978-7
電 話 029-243-7211

◆◆公益的機能維持増進協定制度の概要

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し、立地条件が不利であることなどから森林所有者等による間伐等の施業が行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果に支障を生じさせる場合があります。

こうした課題に対処するため、平成24年に森林法が改正され、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。

本協定制度は、国と国有林に隣接・介在する民有林の所有者が協定を締結し、国において、国有林と民有林とを一体的に整備・保全を行い、民国双方の公益的機能の維持増進に寄与することを目的としています。

① 隣接民有林等整備支援事業（ソフト事業）

国が隣接民有林等の整備を行うため、その所有者と協定を締結（協定締結に係る調査等経費）

② 協定区域内森林整備（ハード事業）

○締結した協定に基づき、国が直接的に隣接民有林等の間伐等の森林整備を実施（世界自然遺産地域及びその候補地内については外来種駆除も実施）

○事業の対象となる民有林の森林所有者等からは、現行の負担水準を考慮し、当該隣接民有林等における事業費のうち、1/3の割合を上限として木材の販売金額に応じて「協定者協力金」を徴収する。

※間伐による丸太の販売は、国が当該隣接民有林所有者等に販売委託先を紹介すること等により連携

公益的機能維持増進協定の締結状況 H28.3.31現在

局	所在地		締結年月日	民有林面積 (ha)	協定締結者	事業内容
	都道府県	市町村				
東北	秋田県	上小阿仁村	H26.3.7	3.34	個人所有者 2名	間伐
関東	栃木県	日光市	H26.3.14	1.81	日光市長	間伐
	静岡県	浜松市	H26.2.28	1.23	日比沢地区自治会長	間伐
	東京都	小笠原村	H26.4.21	1.11	個人所有者 1名	外来種駆除
	栃木県	日光市	H28.2.9	0.52	個人所有者 1名	間伐
中部	長野県	木島平村	H27.9.16	0.24	個人所有者 1名	間伐
		信濃町	H27.9.16	0.18	個人所有者 1名	間伐
近畿中国	奈良県	高取町	H27.3.23	4.46	個人所有者 3名	間伐
九州	鹿児島県	霧島市	H26.3.28	0.86	個人所有者 1名	間伐
		屋久島町	H26.3.28	0.84	個人所有者 2名	外来種駆除

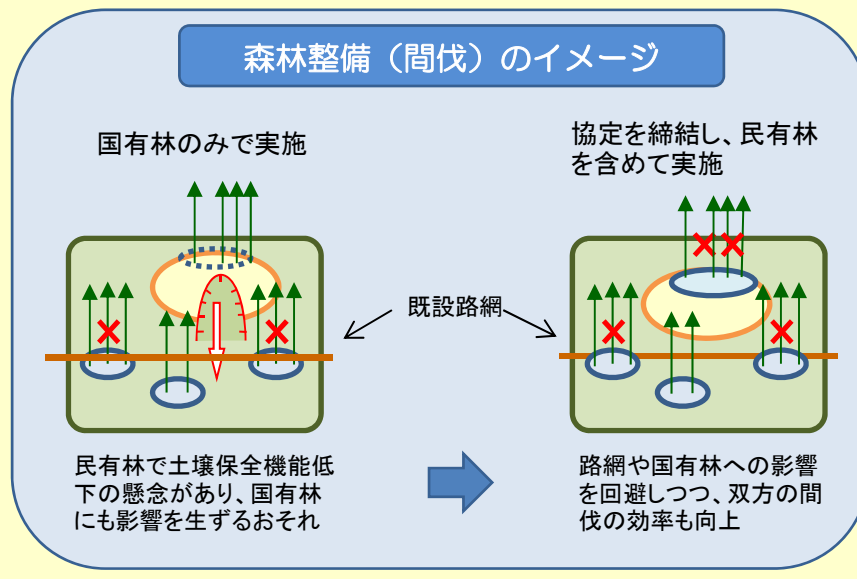


◆◆協定区域内森林整備対策(ハード事業)の概要

◇森林整備

協定を締結した隣接民有林等について、隣接民有林所有者等から、当該隣接民有林に係る1/3の割合を上限とした協定者協力金を徴収し、国有林と一体的に隣接民有林等の間伐、路網整備等の森林整備を「協定区域内森林整備対策」(非公共事業)により実施(隣接民有林等の実施分は、協定区域内の国有林の公共事業と一括して事業を発注するもの。)

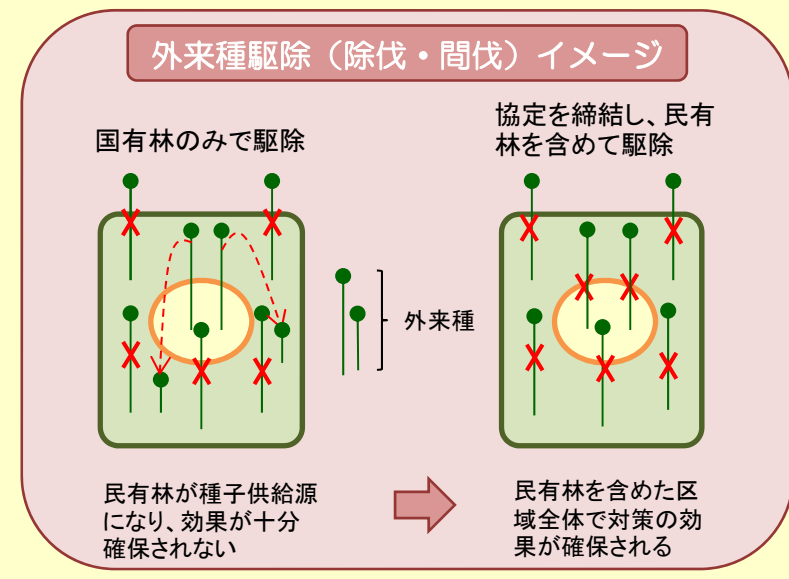
- ・所有者等から事業費の1/3を上限として協力金を徴収し、国有林分の事業と一括して発注



◇外来種駆除

世界自然遺産地域及びその候補地における外来植物の駆除に係る不用木の除去については、当該隣接民有林等の伐採対象木を国に無償譲渡した場合、森林整備・保全事業(公共事業)により全額国の負担において実施。

- ・協定により、伐採対象木を国が譲渡を受けることで国有林の事業として実施



◆協定区域内森林整備対策 森林整備(間伐)のイメージ

ポイント①

協定の対象となる森林
(以下のすべてを満たすこと)

- ・国有林内で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ・公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ・当該地区に国有林の施業予定地があること(国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林)

ポイント②

協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します
- ・期間は最長で10年
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化
- ・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施

ポイント③

森林管理署が行う
一体的な取組(※)

- ・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成、提案、施工管理
 - ・民有林の間伐等の森林整備
 - ・路網の共同利用
- ※ 具体的には協定の締結に際して取り決めいたします
- ※協定に基づく間伐後は、5年間は皆伐できません

国有林内に孤立する
民有林における間伐
等の実施

国有林、民有
林を巡回する
路網

ポイント④

期待される効果

- ・当該地域における森林の公益的機能の維持増進
- ・事業費の一部を国が負担します
- ・事業実施の手続き等は国が行います
- ・民有林から出材される間伐材が少量でも、国有林材の購入業者への販売が期待できます



民・国境界

工場

民有林

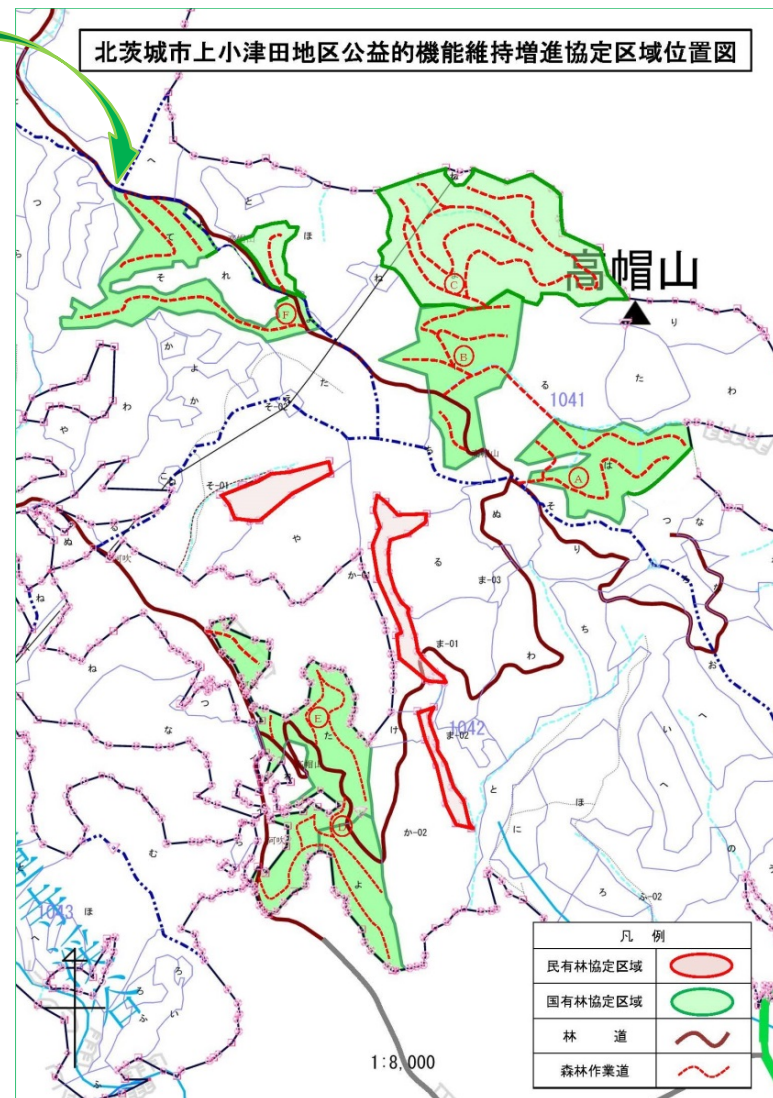
国有林

◆北茨城市上小津田地区公益的機能維持増進協定の概要

森林法第10条の15に基づき「民有林所有者1名」と「国（関東森林管理局長）」が、北茨城光上小津田地区において公益的機能維持増進協定を締結し、協定区域内の民有林（写真1）と国有林を国が一体的に必要な森林整備（間伐）を実施します。森林整備（間伐）を実施することにより、山地災害の防止や水源のかん養など、民国双方の森林の公益的機能の維持増進を図ります。



写真1



- ◆協定締結箇所：茨城県北茨城市華川町上小津田阿吹
- ◆協定締結者：民有林：茨城県北茨城市在住1名 国有林：関東森林管理局長
- ◆協定締結年月：平成29年3月22日
- ◆協定面積：民有林：3.59ha 国有林：36.77ha 計40.36ha
- ◆森林施業：民有林：間伐(存地) 国有林：間伐(搬出)
- ◆協定の有効期間：平成29年4月1日～平成36年3月31日
- ◆森林整備の実施者：国（茨城森林管理署長）

凡例	
民有林協定区域	
国有林協定区域	
林道	
森林作業道	